

医療的ケア児支援連携推進事業（医療的ケア児支援のための連携推進）について

1 事業の目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、その心身の状況に応じて適切な支援を受けられるよう、関係市町村が効率的・一体的に取り組むことにより、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の連携の推進を図ることを目的とします。

2 関係市町村

十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

※青森県における二次保健医療圏及び障害保健福祉圏域等を勘案し、おいらせ町及び小坂町は連携しない。

3 具体的取組

【保健・医療・障害福祉・保育・教育等の連携を図る協議の場】

医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る。

上十三地域医療的ケア児支援体制検討会議（案）

分野	各団体等
当事者団体	青森県重症心身障害児（者）を守る会
医療	青森県立中央病院、十和田市立中央病院、三沢市立病院、訪問看護事業者
保健	上十三保健所
福祉	児童発達支援事業者、放課後等ディサービス事業者、障害児相談支援、保育施設
教育	七戸養護学校
事務局	中心市：障害・保健・保育・教育担当 関係町村：障害・保健担当
オブザーバー	青森県障害福祉課

【医療的ケア児に関するコーディネーター】

医療的ケア児が抱える課題は、多分野にわたり、必要なサービスも多岐にわたることから、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児及びその家族をつなぐ役割を担う。

4 医療的ケア児支援連携推進事業（医療的ケア児支援のための連携推進）を連携して取り組むことのメリット

医療的ケア児支援連携推進事業を連携して実施することにより、以下のメリットが見込まれます。

- ① 医療的ケア児に関わる圏域の関係機関内で同一の方針をとることができる
- ② 医療的ケア児に関わる業務が少ない自治体も、同一の取り扱いとすることができる。
- ③ コーディネーターの配置について検討することができる

5 定住自立圏共生ビジョン事業として位置付けることのメリット

医療的ケア児支援連携推進事業を定住自立圏ビジョン事業として位置付けることにより、以下のメリットが見込まれます。

- ① 圏域としての生活機能の強化
- ② 特別交付税の措置

6 令和3年度事業費負担（担当課協議済）

協議の場（検討会議）の開催経費について、関係市町村で負担します。

7 取組の成果

令和4年度までの取組の成果目標として、以下の目標値を設置し、取組を推進します。

医療的ケア児支援のための協議の場の開催回数を、年間3回とする。